

Press Release

問合せ

- ・ 公共施設の利用時間の短縮等に関すること
行政改革推進課（担当者：塚田 良）
（内線）3-1270（直通）0565-34-6652
- ・ 学校開放に関すること
生涯スポーツ推進課（担当者：近藤 孝浩）
（内線）3-7150（直通）0565-34-6632

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出に伴う 公共施設の利用時間の短縮等について

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受け、以下のとおり対応します。

- 期 間
令和3年1月18日（月）～2月7日（日）
- 利用時間の短縮
 - ・ 対象施設
交流館、スポーツ施設等（130施設）及び小中学校の学校開放施設（102校）
※別添資料参照
 - ・ 利用時間
午後8時まで短縮します。
- 利用者数の制限
定員の50%（上限5,000人）以内に制限します。
- その他
施設の運営に際して、「業種別ガイドライン」に沿った感染防止対策を徹底します。

以上（添付資料：有 写真データ：無）